



肝ぞう通信

第5号 《 利用可能な制度について 》

お知らせ

肝疾患医療センターは、肝疾患に関する心配事や悩み事のご相談にお応えしています。

当院では、総合相談室が窓口になっております。

場所：病院1階
総合相談室

受付時間：

平日9:00～15:00

土曜日9:00～12:00

(第2・4土曜日除く)

豆知識

身体障害者手帳と障害年金は全く別の制度です。それぞれ申請が必要であり認定基準も異なります。

次回号

テーマ：肝がんの化学療法と副作用対策

発行責任者

東海大学医学部付属病院
肝疾患医療センター長
加川 建弘

身体障害者手帳について

皆さん肝臓機能障害も身体障害者手帳交付の対象になっていることをご存知ですか。身体障害者手帳制度は昭和24年から制定されていましたが、肝臓機能障害が対象となったのは平成22年4月よりであり、平成28年4月には認定基準が変更されています。対象になる方でも手帳を持っていない方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

身体障害者手帳とは、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される様々なサービスを利用するために必要であり、肝臓機能の等級は1級から4級までの4段階です。交付されると等級などに応じて医療費の助成、公共料金や公共交通機関の割引、障害者雇用枠への応募、所得税・住民税の障害者控除などが利用できます。手帳についてお知りになりたい方は、総合相談室にてご相談を承っております。

【 申請手続きの方法 】

以下の4点をもって、市区町村役場の障害福祉を担当する部署に申請します。

- 1、身体障害者診断書（市区町村ごとに所定の書式があり、指定医が記載します）
 - 2、写真（タテ4cm×ヨコ3cm）
 - 3、印鑑
 - 4、マイナンバーカード
- ※ 手帳ができあがるまでに概ね2ヶ月かかります。サービスの利用は交付を受けてからとなります。